

平成31年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

平成31年度概算要求額	3兆254億円
平成30年度当初予算額	3兆74億円
差引	+180億円 (対前年度比率+0.6%)

※ 復興特別会計分を含む。

社会・援護局(社会)における重点項目

I 生活困窮者自立支援

II 生活保護

改正法・生活保護基準見直し等の
適切な実施

※改正法は平成30年6月1日成立、同月8日公布
※基準見直しは平成30年10月1日から3段階施行

IV 自殺対策

自殺総合対策大綱や
座間事件再発防止策
に基づいた取組の推進

<政策の基本コンセプト>

III 地域共生

地域共生社会の実現に向けた
地域づくりの推進

V 成年後見制度 の利用促進

成年後見制度利用促進
基本計画に基づいた
取組の推進

VI 福祉・介護人材確保対策

多様な人材の活用、
介護サービスの生産性向上、
外国人介護人材への対応等

<福祉基盤(人材)>

VII 社会福祉法人制度

社会福祉法人制度改革の施行

I 生活困窮者の自立支援の推進

1 生活困窮者の自立支援の強化【一部新規】

474億円（432億円）

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。

＜主な充実内容＞

（1）子どもの学習・生活支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

（2）居住支援の推進

シェルター等利用者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が、地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う体制整備を推進する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

（3）就労・定着支援体制の充実

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し、障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労（就労訓練事業）について、利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。

（4）都道府県による市町村支援の充実

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン（仮称）」を開設し、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

（5）相談支援等の多言語対応

生活困窮者に対する相談窓口等に、多言語に対応した遠隔通訳サービスの導入等により、課題を抱えた在留外国人を適切にサポートする体制整備を推進する。

2 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

1. 2億円（0.6億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

II 生活保護制度の適正実施

1 保護費負担金 2兆8,709億円（2兆8,637億円）

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

2 保護施設事務費負担金 295億円（299億円）

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

3 生活保護の適正実施【一部新規】 142億円（134億円）

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、生活習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

4 生活保護指導監査委託費 20億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

III 地域共生の実現に向けた地域づくり

1 包括的な支援体制の整備の推進 31億円（26億円）

改正社会福祉法（平成30年4月施行）に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

2 各分野における相談体制の充実

生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施（前掲）

3 多様な地域の支え合いの再生支援

- (1) NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金）【一部新規】

9. 9億円（6.1億円）

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPO等の民間団体が実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動に対し助成を行うとともに、福祉以外の分野との連携を図りつつ、コミュニティビジネス活動の活性化を図る取組等に対する新たな助成枠を設ける。

- (2) 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）

地域自殺対策強化交付金 29億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的な役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

4 仕事と地域活動の両立促進【新規】

29百万円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。

IV 自殺総合対策の更なる推進

34億円（31億円）

1 地域自殺対策強化交付金

29億円（26億円）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

2 地域自殺対策推進センターへの支援等

5. 3億円（4. 8億円）

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

V 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度の利用促進の体制整備の推進【新規】

3. 8億円

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用する地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的な取組を推進する。

また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。

2 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）60億円（60億円）の内数

地域支援事業交付金 1,988億円（1,988億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金 537億円（493億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を実施する。

VI 福祉・介護人材確保対策の推進

44億円（12億円）

1 福祉・介護人材確保対策の推進

25億円（8.5億円）

（1）地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）60億円（60億円）の内数
＜老健局にて計上＞

※ 介護入門者ステップアップ育成支援事業等の創設について事項要求

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

（2）介護職の機能分化等による業務効率化や生産性向上のための先駆的な取組への支援【新規】

5. 9億円

介護職の機能分化等による業務効率化や介護サービスの生産性向上を図るため、介護助手等を活用したサービス提供モデルの確立や多職種連携による業務効率化等の先駆的な取組を試行的に実施し、その成果の横展開を図る。

（3）介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動の推進

4. 3億円（2. 3億円）

介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催など、全国で多様な人材の確保・育成に向けたPR活動を推進する。

(4) その他福祉・介護人材確保対策 15億円（6.2億円）

中央福祉人材センターに対する支援を行うほか、指導的・社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援その他の福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等 19億円（3.9億円）

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

① 外国人介護人材受入環境整備事業の創設【新規】 13億円

今後、増加が見込まれる外国人介護人材が円滑に介護業務に従事できるよう、日本語や介護に関する専門知識等に係る学習支援を行うなど、その受入環境の整備を図る。

② 自律的な日本語学習の環境整備等 1.3億円（0.7億円）

介護の技能実習生等の外国人介護人材が自律的に日本語を習得できるようにするため、日本語学習テキストの作成、WEBコンテンツの開発・運用等を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 0.9億円（0.8億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1.3億円（1.1億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

(3) 在留資格「介護」による外国人留学生等の受入環境の整備

2.5億円（1.3億円）

介護福祉士を目指す外国人留学生をはじめ、外国人介護人材等の日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を推進する。

※ 上記のほか、福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。
(復興特会；2億円)

VII 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

288億円（275億円）

1 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進

12億円（6.3億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

276億円（269億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

3 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

（1）貸付枠の確保

- | | |
|--------|----------|
| ・資金交付額 | 3, 268億円 |
| ・福祉貸付 | 2, 115億円 |
| ・医療貸付 | 1, 153億円 |

（2）福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ① 働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 介護医療院を融資対象に追加
 - ・ 融資率の引き上げ
 - ・ 無担保貸付上限額の引き上げ
- ② 社会福祉法人の地域における公益的取組に対する融資の創設
 - ・ 社会福祉法人が地域における公益的取組を行うために必要な施設（事業）に対して融資する
- ③ 日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）の融資の拡充
 - ・ 日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）設置法人を融資対象に追加

4 福祉サービスの第三者評価の質の向上

12百万円（11百万円）

評価調査者の指導者養成や評価機関の認証更新時における研修の実施等を通じて、評価調査者の資質の向上を図りつつ、福祉サービスの第三者評価の推進を図る。